

4 在校時における発災への備えの状況

(1) 制度の概要等

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 29 条第 1 項により、学校教育法第 1 条に規定する学校は、実情に応じ、災害等の発生時において職員がとるべき措置などを定めた対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）を作成することが義務付けられている。くわえて、同条第 2 項において、校長は危機管理マニュアルの職員に対する周知、訓練の実施その他の災害等の発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとされている。

文部科学省は、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」¹⁸及び「学校の危機管理マニュアル作成の手引」¹⁹を作成し、学校における災害発生時等の対応の在り方や留意点等の基本的な内容を教育委員会に示している。当該手引きにおいては、障害のある児童生徒が災害時に陥りやすい支障例を示すとともに、避難経路・避難体制の整備及び避難訓練といった項目を掲げ、障害のある児童生徒が在籍する学校における危機管理マニュアル作成時の留意点についても示している。文部科学省は、これらの手引きは、医療的ケア児の在籍する学校において、当該児童への対応も含めた危機管理マニュアルを作成するに当たっても、参考になるものであるとしている。

災害時においても学校で医療的ケアが実施できるよう、文部科学省は、平成 31 年通知により医療的ケア児が在籍している学校に対し、医療材料や医療器具、非常食等の備蓄、電源の確保方法などを医療的ケア児の状態に応じ、保護者とあらかじめ協議し確認しておくよう求めている。また、人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検を行うとともに、停電時の対応を学校関係者（教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医、看護師等を含む。）と保護者で事前に確認することを求めている。

(2) 調査結果

ア 避難訓練の実施及び避難計画の策定

医療的ケア児が在校中の災害発生に備えた安全確保の取組が実施されているかとの観点から、各小学校における避難訓練への医療的ケア児の参加状況についてみたところ、今回調査した 36 小学校のうち、35 小学校において医療的ケア児も参加した避難訓練が実施されていた²⁰。また、同様の観点で、個々の医療的ケア児の状態に応じた避難計画の策定状況について調査したところ、個別避難計画について定めていたのは 11 小学校であったが、避難計画を定めていなかった 25 小学校においては、在籍する医療的ケア児は自力歩行が可能であり、他の一般児童と同様の避難が可能であるため定め

¹⁸ 資料④-1「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成 24 年 3 月 文部科学省）

¹⁹ 資料④-2「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月 文部科学省）

²⁰ 1 小学校では、在籍する医療的ケア児の体調を踏まえて当該医療的ケア児を避難訓練に参加させていなかった。

ていないとしていたほか、避難計画は定めていないものの口頭などで申合せを行っているなど、在籍する医療的ケア児の状態に合わせて対応している状況がみられた。

イ 小学校における待機中の医療的ケアに備えた備蓄

災害時において、小学校での待機が長期化した場合にも医療的ケアを実施できる体制がとられているかとの観点から、各小学校における医療的ケアに必要な医療材料や医療器具、非常食等の備蓄状況をみたところ、今回調査した36小学校のうち、12小学校では備蓄が行われていなかった。

また、災害の発生に伴う停電に備えた人工呼吸器用の非常用電源については、上記36小学校のうち当省の調査において人工呼吸器を必要とする医療的ケア児が在籍することが確認された7小学校中、4小学校で確保していなかった。非常用電源を確保している3小学校においては、それぞれ①小学校において人工呼吸器用の発電設備を確保、②人工呼吸器用の非常用電源の準備を保護者に依頼、③近隣の医療法人から貸与を受ける取決めを行うという方法で確保していた。

なお、医療材料や医療器具、非常食等を備蓄していなかった又は人工呼吸器用の非常用電源を確保していなかった小学校は、その理由について、これまで小学校における備蓄の必要性について検討していなかったためなどとしていた。

ウ 小学校での待機中の医療的ケア実施に向けた取決め

災害時における小学校での待機中の医療的ケア実施体制についてみたところ、今回調査した36小学校においては、在校中に災害が発生した場合には、保護者に速やかに医療的ケア児を引き渡すこととしていたが、保護者自身の被災等により、すぐに引渡しができず、小学校での待機が長期化した場合の対応について想定している小学校はみられなかった。また、保護者が来校するまでの間における医療的ケアの実施については、19小学校ではふだんの学校生活における医療的ケア実施者に待機中のケアを依頼するとしていたが、その他の17小学校では特に想定していなかった。

なお、文部科学省は、在校中の災害発生時において、小学校での待機が長期にわたる場合や、保護者及び医療的ケア実施者が来校できない場合を想定した対応については、教育委員会や小学校に対し、明示的に示していない。

(まとめ)

今回調査した限りでは、医療的ケア児の避難訓練の実施及び避難計画の策定については、各小学校において、在籍する医療的ケア児の状態等を踏まえ必要な対応を行っている状況がみられた。

一方、小学校での待機中の医療的ケアの実施に備えた備蓄等については、調査した小学校のうち3分の1の小学校で行われておらず、人工呼吸器用の非常用電源については、

人工呼吸器を必要とする医療的ケア児が在籍することが認められた小学校のうち半数以上の小学校で確保していなかった。

また、在校中に災害が発生した場合の医療的ケアの実施については、調査した全ての小学校において保護者への速やかな引渡しを想定していたが、保護者自身の被災等により医療的ケア児の保護者への引渡しができず、小学校での待機が長期化した場合の対応は想定されていなかった。くわえて、保護者への引渡しまでの間の医療的ケアの実施については、想定していないか、想定している場合においてもふだんの学校生活における医療的ケア実施者が実施するとしていた。しかしながら、災害の状況によっては保護者が来校できず、小学校での待機が長期間に及ぶ可能性があるとともに、医療的ケア実施者が小学校に常駐していない場合は、医療的ケア実施者も小学校に来校できないおそれがある。

このように、在校中に災害が発生した場合において、医療的ケアを実施できる体制が確保されているとは言い難い状況であった。

文部科学省は、学校や市区町村教育委員会に対し、在校中の災害発生時において、学校での待機が長期にわたる場合を想定した備えや医療ニーズに応じた物品の備蓄等の必要性を手引等で周知し、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し対応を検討するよう求めている。しかしながら、在校中に災害が発生した場合における医療的ケアが実施できる体制の確保を図るために、学校での待機が長期化した場合や保護者及び医療的ケア実施者の来校が困難な場合を想定した対応について、学校と保護者や主治医等との協議により取り決めておくよう明示的に求める必要があると考えられる。

なお、災害時の対応が長期化した場合等においては、小学校や市区町村教育委員会のみで対応を検討することが困難なことも考えられるため、上記の協議や取決めに当たっては、必要に応じて、各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や関係者と連携することに留意する必要があると考えられる。

したがって、文部科学省は、医療的ケア児の在校時の発災や待機の長期化に備えた、小学校における医療的ケアに必要な医療材料や医療器具、非常食等の備蓄に係る対応が実施されていない実態がみられたことを踏まえ、必要に応じて各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や関係者とも連携しつつ、これらの学校における備蓄又は児童の荷物に加えるなどの準備をどのように行うか、保護者と協議して取り決めておくよう、市区町村教育委員会や小学校に求める必要がある。特に人工呼吸器を用いている医療的ケア児等、非常用電源が確保できなければ医療的ケアを行うことができず、直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している小学校においては、停電時の対応をどのように行うか取り決めておくよう求める必要がある。

また、在校中の災害発生時における医療的ケアの実施について、小学校での待機が長期化する場合や保護者及びふだんの学校生活における医療的ケア実施者の来校が困難な

場合も想定した対応を、必要に応じて各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や関係者とも連携しつつ、保護者や主治医等と協議して取り決めておくよう、小学校や市区町村教育委員会に求める必要がある。あわせて、上記のような場合に備え、取り決めておくべき事項にどのようなものがあるかについて、各小学校における状況も把握しつつ検討した結果を教育委員会を通じ情報提供する必要がある。